



CLIENT

January



2025.01

No.388

労務トピックス

スタッフを対象とした福利厚生制度としての
企業型確定拠出年金について



Dental



Medical

P1

税務トピックス

国民年金の納付方法の追加について



Dental



Medical

P2

医療トピックス

ベースアップ評価料の届出状況



Dental



Medical

P3

税務トピックス

「うっかり相続」したために大変なことに



Dental



Medical

P4

弊法人からの連絡事項

2025 年「楽しい給与計算」の年度更新



Dental



Medical

P5

P6

弊法人からの連絡事項

会計ソフト次期繰り越し



Dental



Medical

P7

近年、クリニックの福利厚生制度は多様化しており、スタッフのライフスタイルやニーズに応じた選択肢が求められています。厚生年金に加入されるクリニックも増えておりますが、それ以外の福利厚生制度として導入が増えている企業型確定拠出年金（企業型DC）は、スタッフの将来の資産形成を支援する制度として注目されています。

■ 企業型確定拠出年金とは？

企業型確定拠出年金は、事業主がスタッフのためにお金を積み立て、そのお金をスタッフ自身が運用する年金制度です。つまり、事業主が毎月一定額を拠出し、スタッフはそのお金をどのように運用するかを選ぶことができます。将来受け取る年金の額は、運用の成果によって変わります。

■ メリットと注意点

※制度導入には「厚生年金に加入している事業主」であることが条件です。

- ①税制優遇：事業主が拠出する金額は、事業経費として扱われるため事業主にとって税負担の軽減が期待できます。またスタッフにとっても拠出金は所得税の課税対象外となるため、税制上のメリットがあります。
- ②資産形成の支援：スタッフは、自分のライフプランに合わせて運用商品を選択できるため、将来の資産形成に対する意識が高まります。これにより、老後の生活資金を自ら準備することが可能です。

事業主側のメリット

- ◆スタッフの福利厚生の充実
 - ・スタッフの資産形成支援
- ◆少ない負担で制度導入が可能
 - ・福利厚生費として経費処理が可能



事業主側の注意点

- ◆制度運営に事務費が必要
加入時初期費用20万円、
口座開設手数料3,000円/人
月額運営手数料11,000円、資産管理手数料、
運営管理機関手数料等300円～数千円
※加入する機関により手数料は異なります。

スタッフ側のメリット

- ◆税制上のメリットが大きい
 - ・掛金は全額所得控除
 - ・運用益は非課税
 - ・受取時は退職所得控除や公的年金等控除の対象
- ◆選択制のため希望者のみ加入可能
- ◆離職・転職の場合でも年金口座の残高を持ち運びできます。
- ◆スタッフが掛金を追加で拠出することも可能です。



スタッフ側の注意点

- ◆一旦加入すると原則60歳まで解約不可
加入は自由ですが、一旦加入すると原則60歳になるまで資産の引き出しはできません。
- ◆加入期間が10年未満の場合は、支給開始年齢が先延ばしにされます。
- ◆将来の受取額が変動
選ぶ運用商品によって将来の受取額が変わります。

福利厚生の充実、優秀な人材の確保や定着に寄与します。企業型DCを導入することで、スタッフに対する事業主の姿勢を示し、クリニックの魅力を高めることができます。新たな福利厚生制度として検討されてはいかがでしょうか。



詳細：厚生労働省より

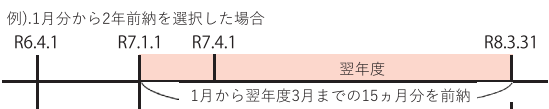
令和7年4月から国民年金の納付方法に「**2年前納（4月開始）**」が新しく追加されます。以前より「2年前納」の制度はありましたが、それとは別の納付方法となります。これにより令和7年1月以降は、前納手続き直後に前納額をすぐ支払うか、3月分の保険料までを毎月納付後、4月末に24ヶ月分の前納額を納付するかを選べることになります。

初めて2年前納をする場合、当月分から翌年度3月分までの保険料をまとめて納付することが可能です。

そのため、1月や2月に2年前納の手続きをする場合、24ヶ月分の前納ができず割引を最大限受けることができないケースがありました。その場合、2年前納（4月開始）を選択することで24ヶ月分の割引を受けられるため、国民年金の納付を有利に進めることができます。

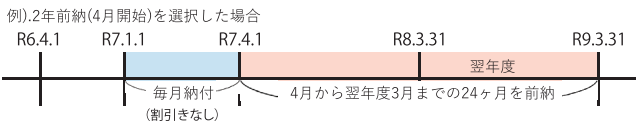
■ 2年前納

手続き後、初回振替時に、当月分から翌年度3月分（13カ月から最大で24カ月の2カ年度分）の保険料をまとめて振替える納付方法です。



■ 2年前納（4月開始）

手続き後、初回振替時から当年度3月分保険料までは、毎月末日に1カ月分ずつ振替納付。その後、最初の4月末にまとめて2年分の保険料を振替える納付方法です。



2年前納(4月開始)の申し込みについて

申出書の取得：日本年金機構ホームページの場合は、令和6年12月27日(金)から。
年金事務所の窓口で受け取る場合は、令和7年1月以降配布。
受付開始日：令和7年1月から。
申込期限：2年前納（4月開始）をご希望の場合は、令和7年2月末日まで。

■ 前納の種類と割引額

前納の種類		2年前納	1年前納	6力月前納	当月末振替 (早割)	毎月納付
1回あたりの納付額	納付書払い	398,590円	200,140円	101,050円	—	16,980円
	クレジットカード払い					
	口座振替	397,290円	199,490円	100,720円	16,920円	16,980円
割引額	納付書払い	15,290円	3,620円	830円	—	—
	クレジットカード払い					
	口座振替	16,590円	4,270円	1,160円	60円	—

(※図は令和6年度の金額です。令和7年度は毎月納付17,510円へ変更となります。)

出典：国民年金保険料の前納 | 日本年金機構 前納の種類・納付額・割引額 図

納付についても口座振替やクレジットカード納付、納付書での納付も可能です。カード会社によってはクレジットカード納付を選択することでポイントをためることも可能です。ただし、クレジットカード納付ではカードの有効期限が切れた際に再度申請する必要があるなど、自分に合った納付方法を選択することが大切です。この機会に、納付方法の選択について再度検討してみてください。

令和6年度の診療報酬改定において医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取り組みとしてベースアップ評価料が新たに創設されました。各地方厚生局のWEBページでは2024年11月1日現在の都道府県ごとの届出提出状況が発表されています。

6月以降の施設基準登録で届出を提出した診療所もあると思いますが、実際にどれくらいの診療所でベースアップ評価料の届出を提出しているのか知りたいという院長先生の声を多く頂戴しました。各地方厚生局発表の届出状況から集計した結果をお知らせします。

【歯科】 2024年11月1日現在

	届出済 (件数)	全体 (件数)	提出 割合
秋田	117	392	30%
茨城	147	1,365	11%
東京	1,461	10,401	14%
千葉	559	3,192	18%
埼玉	781	3,512	22%
神奈川	1,122	4,880	23%
静岡	414	1,683	25%
大阪	1,457	5,355	27%
三重	243	804	30%
福岡	624	2990	21%
長崎	248	682	36%
熊本	215	843	26%
宮崎	149	483	31%

【医科】 2024年11月1日現在

	届出済 (件数)	全体 (件数)	提出 割合
秋田	210	647	32%
茨城	493	1,574	31%
東京	3,414	13,581	25%
千葉	1,057	3,676	29%
埼玉	1,306	4,271	31%
神奈川	1,904	6,735	28%
静岡	824	2,229	37%
大阪	2,297	8,749	26%
三重	492	1,203	41%
福岡	1619	4089	40%
長崎	466	1098	42%
熊本	628	1321	48%
宮崎	349	767	46%

※病院、診療所を含む保険診療機関を対象とした地方厚生局の届出受理医療機関一覧より集計
※届出済はベースアップ評価料（Ⅰ）を届出している病院、診療所の件数

■ 都道府県別 ベースアップ評価料の届出件数

ベースアップ評価料の届出を提出している割合は各都道府県で大きく差が出ております。上記の表は有床、無床の区別なく集計した結果となります。やはり分母となる病院及び診療所の件数が多い都道府県（東京、大阪等）では割合が低くなる傾向が出ています。

上記は11月1日時点となりますが、7月時点での提出件数と比較すると全都道府県で届出済件数が増加しています。2倍以上に増加している都道府県もありますので、夏以降も順次提出して対応している病院及び診療所があると言えます。

■ 2024年9月以降の届出について

2024年9月以降は届出様式が一部簡略化され、原則がメールでの提出となっています。QRコード表示提出を検討している場合は、厚生労働省の最新情報をご確認ください。



相続が発生した時『相続税申告まで10か月もあるんだし、それまでに遺産の分配を決めればいいのよね。』ほとんどの方はそう思っているんじゃないでしょうか。10か月もあるのではなく10か月しかないのです。その10か月の間に様々な手続きや検討を行っていかねばなりません。

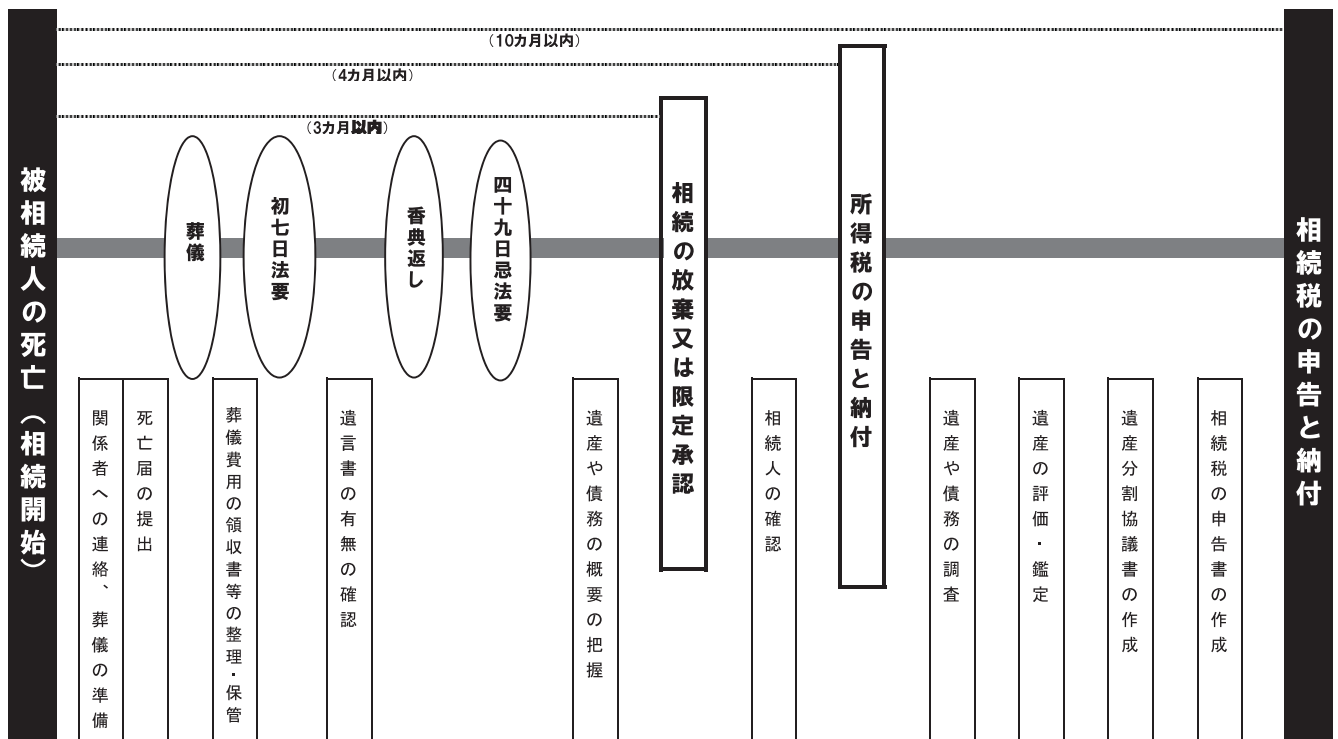
日々の生活に追われうっかりしたために重大なことになりかねないのです。ご用心ください。

民法上、相続財産の承継方法は①単純承認、②相続放棄、③限定承認の3種類が定められています。

相続人が引き継ぐのは預貯金や現金、不動産だけではなく借金などのマイナス財産も対象となりますので、相続財産を把握することが重要となってきます。



■ 相続が発生してから相続税申告までの流れ



ここで重要なのは承継方法を決定するまでの期限です。

相続放棄・・・**相続の事実を知った時から3か月以内**。相続人それぞれが単独で決められる。

預貯金や現金、不動産も含めすべてにおいて放棄となる。

限定承認・・・**相続の事実を知った時から3か月以内**。相続人全員で家庭裁判所へ申し立てる。

プラスの財産の限度まで債務を負担する。家業を引き継ぐケースや、自宅や形見の貴重品など借金を背負ってでも相続したい財産がある場合に活用される。

※原則として被相続人の死亡を知った時＝相続の事実を知った時とされています。

※相続の事実を知った時から3か月を経過すると単純承認したものとして扱われますので、『うっかり手続きを忘れていたために膨大な負債も丸ごと相続することになってしまった』もありえます。

■ 相続放棄を選択する場合の注意点

相続人が財産と負債を引き継がない「相続放棄」を選択する場合、**【相続する意思があった】**と捉えられる可能性があるため下記に注意が必要です。まずは弊社の担当者までご連絡をお願いいたします。

- ・故人の口座のお金を動かす
- ・故人の所有財産を処分する

個人クリニックの院長先生が亡くなった場合はクリニックの口座、医療機器も含みます。

2025年「楽しい給与計算」の年度更新

年度更新の作業自体は、スムーズに進めば数分程度で完了いたしますので、1月の給与計算を始める前に、「楽しい給与計算」の年度更新作業をお願いいたします。

①

ご案内

令和7年度の給与の計算をはじめる場合は、「年度更新をする」ボタンからお進みください。
終了時には必ず「終了する」ボタンを押してください。

☒ 年末調整&年度更新

年度更新をする >>

☒ 給与計算

ご案内をご確認ください。

②

ご案内

①令和7年の給与、賞与の計算がすべて完了した状態で、年度更新を行ってください。
②前年の給与情報の修正はできますが、従業員の追加などはできません。漏れがない状態で年度更新を行ってください。

次の手順へ進む >>

Q. 退職者の設定漏れはありませんか？

③

ご案内

在職者は令和7年度に引き継ぎ、退職者は引き継ぎません。
なお、「最後の給与」の設定が、「令和7年1月」以降に設定されている退職者は引き継ぎます。

A. ありません

次の手順へ進む >>

A. 設定漏れがあります

引継	NO	氏名	最後の給与
☐	1	森が間太郎	
☒	2	森が間花子	令和5年12月
☐	3	森が間 一郎	

退職者がいないかチェック。いなければ、次の手順へ進む。

退職処理漏れがある場合は、該当の従業員名をクリックし以下の箇所に退職日と最後の給与月を入力する。

<退職処理>

■退職

退職日	未選択	年	未選択	月	未選択	日
最後の給与	未選択	年	未選択	月		

保存する

※スクロールした下方部に入力欄があります。

※最後の給与が12月分以前の退職者は、次年度の従業員一覧から自動的に削除されます。

年度更新を実行してください。

④

ご案内

❶ 年度を戻すことはできません。
年度更新後は、年度を戻すことはできません。
ミス、漏れがないことをご確認のうえ、年度更新を実行してください。

年度更新を実行する

完了するまでに少々時間がかかる場合がございます。その間は、パソコンの操作を一切行わないようにしてください。

⑤ 1月の給与計算を始める

計算前に使用する手当名、控除名を確認してください。

給与の項目名の変更

支給項目名、控除項目名の変更はありませんか？
変更がない場合はそのまま給与計算へお進みください。
なお、変更した場合でも、前月の金額コピーは行われます。

支給	基本給	時間外手当	休日手当 ☐ 非課税	資格手当 ☐ 非課税	交通費 ☒ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税
	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税	項目名を入力 ☐ 非課税
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整
	項目名を入力	項目名を入力	項目名を入力	項目名を入力	項目名を入力	項目名を入力	項目名を入力

※項目名の文字数は8文字以内です。

1月の給与計算へ

※手当名、控除名の項目を変更（名称変更、削除、移動）した場合、

1月分からの給与計算では「課税」「非課税」が正しいどうか確認してください。

⇒給与計算の前月コピー機能は項目名称ではなく、項目の場所を軸にコピーしているため。

※変更がない場合はそのまま1月分の給与計算へお進みください。

※賞与についても同様の確認画面が表示される仕様です。

<1月給与で年末調整する場合>

- ・年度更新後に弊法人からお送りする年末調整過不足一覧表（A4）の金額を元にご自身で調整額の入力をお願いいたします。

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数				⑦数値入力方法
出勤時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間				
							支給合計額
							303,600
基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	振替手当		非課税額
300,000		0	0	2,400	0		1,200
通勤費				休業控除	調整額		課税分合計
1,200							302,400
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計
13,000	3,000	自動計算	自動計算	自動計算		-8,000	16,000
							控除合計額
							8,000
差引支給額							295,600

※110文字まで

◆還付

⇒ 10,000円を還付する場合は「-10000」と入力します。

◆徴収

⇒ 10,000円を徴収する場合は「10000」と入力します。

<ご参考> 人件費による節税

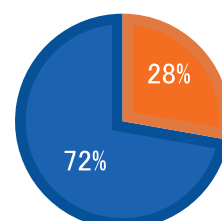
2024年度の税額予測の結果、前年より人件費が増え、且つ黒字予測の医院・クリニックは、弊法人顧問先で28%となっております。算定のもとになる人件費の確認方法につきましては、CLIENT2023年4月号をご参照ください。



CLIENT
2023年4月号

賃上げ促進税制の適用予測(2024)

■ 適用 ■ 不適用



JDL IBEX出納帳

次期繰越

商号コード：
商号名：
決算年月日：

上記の出納帳ファイルを作成します
当期の残高等が次期に繰越されます

HELP 実行(改行) キャンセル

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 388 号

■発行日：2025 年 1 月 5 日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■ URL : <https://creas-med.com>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



WEB 版 CLIENT
閲覧パスワード

creas

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

◁国内▷ 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クリアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人